

社会保険ひろしま

第915号

- 【ご案内】～協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ～
令和6年12月2日以降の資格確認書の発行
- 【ご案内】賞与支払届の手続きには、「電子申請」をご利用ください
- 【ご案内】CDによる被保険者データの提供が令和7年3月末で終了します
- 【お願い】令和6年10月の短時間労働者への適用拡大にともなう
老齢厚生年金の経過措置
- 【お願い】外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き
- これからは健康保険証のルールが変わります
- 第三者の行為によるケガで健康保険証を使用される場合は、
「第三者行為による傷病届」の提出が必要です!
- 健康経営セミナーのご案内
- 従業員様の健診について お知らせ

11
2024
令和6年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和6年9月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,379	60,431
船舶所有者数		248	324
被保険者数	男性	510,040人	380,584人
	女性	347,390人	266,727人
	船員	2,996人	3,295人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

～協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ～
令和6年12月2日以降の資格確認書の発行

令和6年12月1日をもって健康保険証は新規発行されなくなり、マイナ保険証へ移行しますが、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方は、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

また、令和6年12月2日以降、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に「資格確認書発行要否」欄を新たに設けますので、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書が必要な場合は届書の「発行が必要」にチェックを入れてください。届出内容に基づき、協会けんぽから資格確認書が発行されます。

資格確認書が必要な場合は12月2日以降に新様式で届書を提出してください。

なお、すでに被保険者、被扶養者である方が資格確認書が必要な場合は協会けんぽに直接申請してください。

＜被保険者資格取得届＞



＜被扶養者（異動）届＞



※イメージ

ご案内

賞与支払届の手続きには、「電子申請」をご利用ください

メリットがたくさんあります

紙の届出と比べ、処理が速く、
通知がすぐに届きました

届書を印刷する手間がなくなりました



届出のための移動時間や交通費、
郵送費を削減できました

操作が難しいイメージがありましたが、
実際使ってみると簡単でした

電子申請の詳細はホームページからご覧ください。



電子申請の利用に関するお問い合わせはこちらです。

ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口)
0570-007-123 (ナビダイヤル) → 「2番」

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 → 「2番」
(受付日時等はHPをご覧ください)

日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ご案内

CDによる被保険者データの提供が令和7年3月末で終了します

被保険者データを収録したCDの提供は、郵便事故による個人情報の漏えい防止や環境負荷の軽減を図る観点から、令和7年3月末をもって終了します。

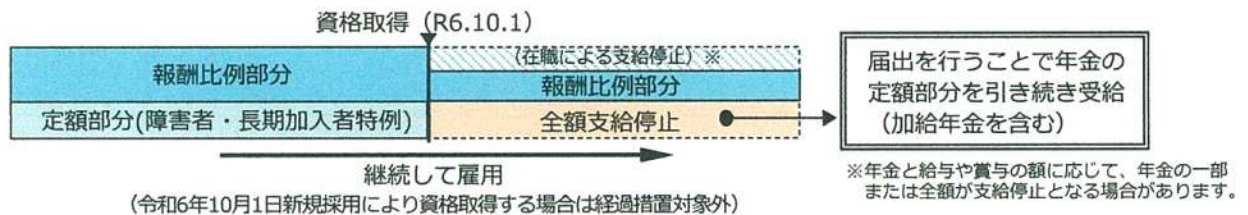
日本年金機構では、被保険者データや毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れる「オンライン事業所年金情報サービス」を提供しています。被保険者データの受け取りは、本サービスをご利用いただきますよう、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お願い

令和6年10月の短時間労働者への適用拡大にともなう老齢厚生年金の経過措置

老齢厚生年金を受け取っている65歳未満の方のうち、障害者または長期加入者の特例対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得すると年金の定額部分が全額支給停止となりますが、今回の適用拡大によって令和6年10月1日に被保険者資格を取得した場合は、届出※により年金の定額部分を引き続き受け取ることができる経過措置が設けられています。(※)障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届

令和6年11月下旬から、経過措置の対象となる可能性がある方へ、個別に手続きのご案内をお送りします。手続きに当たっては、事業主の証明（令和6年9月30日以前から引き続き勤務していることの証明）が必要となりますので、従業員の方から申し出があった際は、対応をお願いします。



お願い

外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

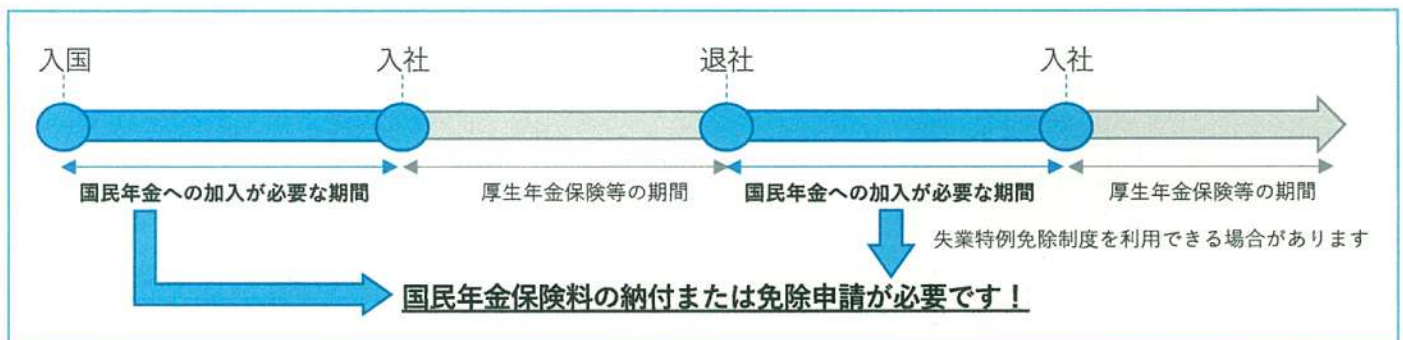
外国籍の方が日本にきて社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、国民年金の加入者となり、保険料を納付する必要があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度の被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格に影響が出ることがありますので、速やかに保険料納付や免除の申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。

なお、初回入国時などで前年に日本国内で所得がない場合は、通常、初年度については申請を行えば全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。



国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

国民年金保険料の納付や免除制度についての詳細は、下記に記載の「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

本件についてご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所(国民年金担当課)へお問い合わせください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

2024年
11月

協会けんぽ

広島支部からのお知らせ

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします



これからは 健康保険証のルールが変わります



2024年12月2日に従来の健康保険証は廃止となり、
「マイナ保険証」の活用を基本とする制度に変わります。

※発行済みの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り最大1年間使用可能です。

2024年12月2日以降の受診方法

マイナ保険証をご利用いただくには、加入者の皆様のマイナンバーを健康保険の資格情報と紐づける必要があります。

事業主様におかれましては、以下の点についてご協力をお願いします。

- 「資格取得届」「被扶養者異動届」については、**5日以内に日本年金機構**へご提出をお願いします。(※)
(※健康保険法施行規則上、事実発生から5日以内の届出の提出が義務付けられています。)
- 上記の届出には、**マイナンバーの記載**をお願いします。

受診方法	2024年												2025年												2026年											
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8										
保険証	→												制度改正日 (12月2日)												経過措置期間終了 (12月1日)											
マイナ保険証	→												→												→											
マイナポータル + マイナ保険証	→												→												→											
医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合	→												→												→											
資格確認書	→												→												→											

詳しい受診方法は
こちらの動画
をご覧ください。



第三者の行為によるケガで健康保険証を使用される場合は、 「第三者行為による傷病届」の提出が必要です!

このような時は
届出が必要です

- ◆ 相手がいる交通事故にあった
- ◆ 他人が飼っている動物に咬まれた
- ◆ 自損事故の車に同乗した
- ◆ 他人からの暴力を受けた



届出はなぜ必要?

自動車事故等の第三者による行為によってケガをしたときの治療費は、本来、相手方(加害者)が負担しなければならないためです。



詳細、「第三者行為による傷病届」
はこちらから



(※) 保険証を使用した場合は、届出が義務付けられています。

従業員の皆様へ周知をお願いします。

参加無料
ZOOM開催

協会けんぽ広島支部主催!

健康経営セミナーのご案内



健康経営の基本から、取り組み企業の具体的な事例と共に、会社の「未来」を考える健康経営のヒントを提供します。無料のオンラインセミナーですので、是非お気軽にご参加ください。

開催日時 令和6年11月25日(月) 14:00~15:40

お申込みは
こちら



1

基調講演「どうするの?健康経営」

【講師】NPO法人健康経営研究会理事長 岡田 邦夫 氏

2

事例紹介 ~健康経営を実践する企業の実例~

講師2名+特別ゲスト・事例紹介企業(株式会社マエダハウジング・株式会社八天堂)によるパネルディスカッション

後日、
動画のアーカイブ配信
もごさいます。

※アーカイブ配信もこちらの
二次元コードからご確認
いただけます。

お問い合わせ先 健康経営セミナー運営事務局 TEL: 03-6632-8431 (受付時間: 平日9:30~17:30)

従業員様の健診について お知らせ

生活習慣病予防健診以外の健診を
利用されている事業所様へお願い **定期健康診断(事業者健診)の結果をご提供ください!**

協会けんぽでは、健康増進に向けた取組として、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受けた加入者の皆様の健診結果データの提供をお願いしております。定期健診結果データの提供は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務付けられています。ご提供にあたり、事業者が個人情報保護に関する責任に問われることはありません。

健診結果を
提出する
メリット

- 1 健診結果に応じた**健康サポート(特定保健指導)**が無料で受けられます!
※生活習慣病発症リスクが高いと判断された方のみ。
- 2 事業所ごとの健康課題を見える化した「**ヘルスケア通信簿**」にデータが反映されます!
※作成は被保険者10名以上
- 3 **インセンティブ制度**の評価によって、保険料率の引き下げにつながる可能性があります!

インセンティブ制度
について詳しくは
こちらから



手続きは簡単
3
ステップ!

step1

HPから提供依頼書を
ダウンロード!



step2

提供依頼書を
記入

step3

協会けんぽに送付
協会けんぽが健診機関から
健診結果データを取得します

※健診機関がデータを作成できない等の理由で、健診結果(コピー)のご提供をお願いする場合があります。

従業員(被保険者)様に、生活習慣病予防健診の受診案内文書を送付しています

生活習慣病予防健診を利用されていない方、当支部に事業者健診結果データが提供されていない方については、従業員(被保険者)様個人のご自宅宛に、生活習慣病予防健診の受診案内文書を送付します。(12月発送予定)

協会けんぽ広島支部からのお知らせ
(2024年11月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS

協会けんぽ広島支部
LINE公式アカウントを
はじめました!

健康づくりに関する情報を月2回配信します。
是非ご登録ください!

お友だち登録はID検索、
二次元コードから!

LINE ID

@kenpo_hiroshima

